

令和5年予備試験 行政法

問題文

A市では、浄化槽（便所と連結してし尿等を処理し、公共下水道以外に放流するための設備又は施設をいう。）の設置による便所の水洗化が進んだ昭和50年代に、それまで十数社存在していたし尿収集業者がB、Cの2社に集約され、それ以後、当該2社が浄化槽汚泥の収集運搬に従事してきた。一般に、浄化槽汚泥の発生量は浄化槽の設置世帯数に応じてほぼ一定しており、また、その収集運搬に支障が生じると、衛生状態が悪化し、住民の健康と生活環境に被害が生じるおそれがある。そのためA市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条に規定する一般廃棄物処理計画に当たる計画（以下「旧計画」という。）の中で、「一般廃棄物の適正な処理（中略）を実施する者に関する基本的事項」（同条第2項第4号）として、「一般廃棄物（浄化槽汚泥）の収集運搬についてはB、Cの2社に一般廃棄物収集運搬業の許可を与えてこれを行わせる。」と記載するとともに、「大幅な変動がない限り、新たな許可は行わないものとする。」と記載していた。その結果、この2社体制の下で、A市の区域内で発生する浄化槽汚泥の量に対しておよそ2倍の収集運搬能力が確保され、適切な収集運搬体制が維持されていた。A市では、公共下水道の普及が十分でない中、便所のくみ取り式から水洗式への改修が進んでいるため、浄化槽の設置世帯数は微増しているが、将来の人口及び総世帯数は減少が予想されているため、旧計画中の「発生量及び処理量の見込み」（同項第1号）においては、浄化槽汚泥について、今後は発生量及び処理量の減少が見込まれる旨記載されていた。BとCは、過当競争の結果として経営状態が悪化し、それにより一般廃棄物収集運搬業務に支障が生じる事態を回避することで、その適正な運営を継続的かつ安定的に確保するため、それぞれの担当区域を取り決める事実上の区域割りを行ってきた。

そうした中、浄化槽汚泥の処理を含む公共サービスへの競争原理の導入を主張して当選した新A市長は、浄化槽の設置件数の増加が予想されること、及び競争原理を導入する必要性を主張して、それまで旧計画に定められてきた上述のB、Cの2社体制と新たな許可をしない旨の記述を削除し、「一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業にあっては、競争性を確保するため、浄化槽の設置件数の推移に応じて新規の許可を検討する。」との記載を追加する内容で、旧計画を改訂した（以下、旧計画を改訂したものを「新計画」という。）。さらに、旧計画の基礎とされた将来の人口及び総世帯数の減少予測は新計画においても維持されているにもかかわらず、新計画中の「発生量及び処理量の見込み」において、浄化槽の設置件数の増加に伴い、浄化槽汚泥について、発生量及び処理量の大幅な増加が見込まれる旨記載された。

令和2年4月1日付けて、新A市長は、Dの申請に基づき、法第7条第2項に基づく政令が一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期間を2年と定めていることに従い、期限を令和4年3月31日とする一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業の許可（以下「本件許可」という。）をした。Dの代表者はBの代表者の実弟であり、従来、一般廃棄物収集運搬業に従事した経験はなかった。Dの営業所所在地は、Bの営業所所在地と同一の場所になっており、D単独の社屋等は存在せず、Dの代表者はBの営業所

内で執務を行っていた。さらに、BとDは業務提携契約を締結し、その中で、Bが雇用する人員が随時Dに出向すること、Bが保有している運搬車をDも使用し得ることが定められていた。

令和2年4月以降、Dは従来Cが担当していた区域においてCからの乗換客を獲得しつつあり、それによりCの売上げは徐々に減少している。そこで、Cは、同年9月30日、本件許可の取消訴訟（以下「本件取消訴訟」という。）を提起した。

なお、法及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の抜粋を【資料】として掲げるので、適宜参考しなさい。

〔設問1〕

- (1) Cに本件取消訴訟における原告適格は認められるか、関係する法令の規定を挙げながら、検討しなさい。なお、解答に当たっては、市町村において既存の一般廃棄物収集運搬業者によって適正な収集及び運搬がされていることを踏まえて法第6条に規定する一般廃棄物処理計画が策定されている場合には、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可申請を法第7条第5項第2号の要件を充足しないものとして不許可とすることが適法と解されていることを前提にしなさい。
- (2) 本件取消訴訟係属中に令和4年3月31日が経過し、同年4月1日付で本件許可が更新された。A市は、同年3月31日の経過により本件許可は失効し、本件取消訴訟の訴えの利益は失われたと主張している。本件取消訴訟の訴えの利益は肯定されると主張したいCとしては、どのような主張をすることが考えられるか、関係する法令の規定を挙げながら、検討しなさい。なお、解答に当たっては、Cに原告適格が認められることを前提にしなさい。

〔設問2〕

A市は、本件取消訴訟において、本件許可は新計画に適合していること、法第6条に規定する一般廃棄物処理計画の策定及び内容の変更についてはA市長に裁量が認められており、新計画の内容はその裁量の範囲内であること、並びにDに事業遂行能力がある以上、自由な参入を認めざるを得ないことを主張している。これに対し、法第7条第5項第2号及び第3号の各要件に関して、Cは本件許可の違法事由としてどのような主張をすることが考えられるか、検討しなさい。なお、解答に当たっては、本件取消訴訟が適法であることを前提にしなさい。

【資料】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項
- 三 (略)
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 (略)

3・4 (略)

（市町村の処理等）

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（中略）しなければならない。

2～7 (略)

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（中略）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。（以下略）

2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 (略)

6～1 6 (略)

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）（抜粋）

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号（中略）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ (略)

二 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

解説

第1 設問1(1)について

1 Cに、Dに対する本件許可の取消訴訟における原告適格が認められるかが問われている。本問でCとDは一般廃棄物収集運搬業者であり、競業者である。したがって、競業者の原告適格が問われていることがわかる。競業者たるCは自己の営業上の利益が「法律上の利益」に該当し、自己の当該利益が侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあると主張することになる。

2 本問の素材となった判例である最判平 26.1.28【百選II 165】は、小田急訴訟（最大判平 17.12.7【百選II 159】）で提示された第三者の原告適格を論じる際の定式を引用しているため、本問においても、上記小田急訴訟の定式を記載し、その上で廃棄物処理法がその事業にかかる営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても保護すべきとする趣旨を含むことを論証する。

(1) 既存同業者の営業上の利益が個別的利益として保護されているかについて、判例は①需給調整条項のような既存同業者の営業上の利益を保護する規定の存在、②法律の目的を実現するために既存同業者の営業上の利益を保護する必要性を検討していたとされる。本問の素材となった判例である最判平 26.1.28【百選II 165】では、①需給調整条項はなかったものの、需給調整規制の仕組み及び内容が読み取れること、②既存業者の利益が保護されないと最終的に法律の目的である一般廃棄物の適正な処理ひいては地域住民の健康や生活環境の保全を図れないことを述べている。

① 需給調整の仕組みが読み取れるかについて、最判平 16.1.15【百選I 59】で最高裁が判示している。設問1(1)に記載されているなお書きは、同判例の、需給調整の仕組みが読み取れることを基礎付ける部分を、引用している。すなわち、「市町村において既存の一般廃棄物収集運搬業者によって適正な収集及び運搬がされていることを踏まえて法第6条に規定する一般廃棄物処理計画が策定されている場合には、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可申請を法第7条第5項第2号の要件を充足しないものとして不許可とすることが適法と解されている」とすると、既存の一般廃棄物収集運搬業者によって適正な収集及び運搬がされている場合には、新規の一般廃棄物収集運搬業者が当該地域に参入することはできない（需給調整）ことになる。また、一般廃棄物収集運搬業が自由競争に委ねられるべき性質の業務でないことも、需給調整の仕組みを読み取る一助となる。

② 最判平 26.1.28【百選II 165】は「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、

このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」「そして、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」とし、既存同業者の営業上の利益を適切に考慮しない場合に起こる影響が考慮されている。答案には、関係法令の規定及びなお書きを引用しながら、上記①と②に該当する内容を記述すればよい。

同判例は、廃棄物処理法は、「他の者からの一般廃棄物処理業の許可又はその更新の申請に対して市町村長が上記のように既存の許可業者の事業への影響を考慮してその許否を判断することを通じて、当該区域の衛生や環境を保持する上でその基礎となるものとして、その事業に係る営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含む」としている。答案にも上記と同様に記述するとよい。

- (2) 同判例はこの記述に続けて「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法7条に基づく一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する」としている。答案においても、上記判例と同様に、「法律上の利益を有する者」を記述することになる。
- (3) 本件Cが「法律上の利益を有する者」に当たるかについて、本件CはすでにA市長からA市の一定の区域につき廃棄物処理法7条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けているため、Dに対してされた一般廃棄物収集運搬業の許可処分の取消しを求めるにつき原告適格を有するといえる。
- (4) 本問では設問が3つあるため、設問1(1)にそれほど時間と枚数を割くことはできない。そこで、小田急訴訟の原告適格の定式に代えて、許認可の根拠法規が、既存同業者の営業上の利益を保護する趣旨を含むものであるかどうか（最判昭37.1.19【百選Ⅱ164】）という規範を立て、当てはめて構わない。結局論じる内容は同一となる。

第2 設問1(2)について

- 1 本問で問われているのは、取消訴訟の対象たる処分が期間満了により失効した場合の、訴えの利益である。狭義の訴えの利益が認められるには、当該請求の当否につき裁判所が判断するだけの客観的利益が認められることが必要である。処分の法効果が消滅している場合には、処分を取り消したとしても意味がないことから、狭義の訴えの利益が否定されることになる。
- 2 本問では、Dの一般廃棄物収集運搬業許可処分の期限である令和4年3月31日が経過している。期間の経過により同処分の法効果が消滅しており、更新後の本件許可が新しい処分であるとされれば、Dの、本件許可が失効し、狭義の訴えの利益

が失われたとの主張が認められることになる。そのため、Cとしては、更新により新たな処分がされたわけではなく、本件許可の効力が延長されたのであるから、本件許可は失効しておらず、狭義の訴えの利益は失われないと主張することが考えられる。

(3)(1) 一般廃棄物処理運搬業の許可について定める廃棄物処理法7条2項は「前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。」と定めている。「更新」という文言が使われていたとしても、更新とは元の処分の効果を延長することを意味するのか、原処分と同内容の新たな処分をすることを意味するのか、どちらの意味かを決定することはできない。法の仕組みを解釈した上で、どちらの意味かを確定する必要がある。

(2) 廃棄物処理法7条3項は、更新の申請があった場合で、かつ、許可の有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可はその処分がされるまでの間、なお効力を有するとする。そして、同条4項では、3項の場合に、許可の更新がされたときは、許可の有効期間は従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するとする。

仮に更新の意味が、原処分と同内容の新たな処分をすることを意味するすれば、更新の申請は新たな処分の申請ということになる。従前の処分とは別の処分をするかしないか決める間、従前の処分の効力を維持する必要はない。新たな処分の有効期間はその処分がされたときの翌日から進行すると考えることになる。

しかし、法の仕組み上は、上記のように、更新によって許可の効力が途切れる事態が生じないようにになっている。更新の際に許可の効力が失われるすると、一般廃棄物の収集運搬業に従事できない期間が生じることになり、廃棄物の適正な収集運搬（法1）ができなくなることになる。廃棄物処理法1条の目的を達成するためには、更新により従前の許可の効力が延長されると考えが必要がある。

(3) 以上のように考えれば、本件許可の期間経過後も狭義の訴えの利益が維持されることになる。

第3 設問2について

1 廃棄物処理法7条5項2号の要件について

(1) 同要件は「申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること」を要求している。そのため、そもそも新計画自体が法6条によりA市長に与えられた裁量権を逸脱濫用して策定され、違法となれば、当該計画に適合するとしてされた本件許可も違法であるといえる。

(2) 計画の策定及び内容の変更について、最判平18.11.2【百選I72】は、都市計画法2条、13条1項柱書、同項5号を挙げたうえで、「このような基準に従って都市施設の規模、配置等に関する事項を定めるに当たっては、当該都市施設に関する諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠である……。そうすると、このような判断は、これを決定する行政庁の広範な裁量にゆだねられているというべきであって、裁判所が都市施設に関する都市計画の決定又は変更の内容の適否を審査するに当たっては、当該決定又は変更が裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事

実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとすべきものと解するのが相当である。」としている。本問では一般廃棄物処理計画の策定及び内容変更について裁量の有無について問われている。一般廃棄物処理計画を定めるには発生量・処理量の見込み（法6Ⅱ①）を立て、適正な処理の内容を定め実施主体を決定する（同④）必要がある。一般廃棄物の発生量及び処理量は当該市町村の区域の下水道の整備率及び人口に依存し、適正な処理内容は廃棄物処理場の状態、同処理場との距離等による。各号に定められた事情を決定するには、こうした事情を総合的に考慮した上で政策的・技術的な見地から判断することが不可欠である。したがって、一般廃棄物処理計画の策定及び内容変更については、上記判例と同様、広範な裁量が認められ、上記判例と同様の審査をすることになる。

- (3) 新計画では、旧計画と同様、将来の人口及び総世帯数の減少予測は維持されている。そして、浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込みについて、浄化槽の設置件数増加に伴い、浄化槽汚泥も発生量及び処理量の大幅な増加が見込まれることを前提に、新計画は策定されている。問題文中では、「一般に、浄化槽汚泥の発生量は浄化槽の設置世帯数に応じてほぼ一定して」とあるとされている。将来の人口及び総世帯数が減るのであれば、便所の数は減少するはずであり、そうすると、便所と連結してし尿等を処理する施設である浄化槽の設置件数はそれとともに減少することになる。したがって、新計画は問題文中に書かれている経験則に反するとして、社会通念上著しく妥当性を欠くと主張することになる。

2 廃棄物処理法7条5項3号の要件について

- (1) 同号の委任を受けて制定された廃棄物処理法施行規則2条の2第1号イ、2号イ、ロに該当しないとして争うことになる。
- (2) 同法施行規則2条の2第1号イは施設に係る基準として定めている。

一般廃棄物処理業は市町村が収集運搬処理する責務を負い、市町村のみで収集運搬処理ができない場合に、一般廃棄物処理業の許可がされる（法7条5項1号「当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること」）。この許可を受けた者が一般廃棄物の収集及び運搬ができない事態になれば、当該区域の住民の生活環境に影響が及び、健康被害のおそれもある。そのため、同許可の条件である廃棄物処理法7条5項3号の「その事業の用に供する施設」については、申請者が常時使用できる施設であることが必要となると考えられる。リースや賃貸を利用した施設を使用することになれば、その契約内容によっては更新期間中に契約を終了し、以降の施設利用ができなくなるおそれがある。また、共有の場合には、共有者の利用形態及び頻度の変更によって、上記と同様に施設利用ができなくなる可能性がある。したがって、同法7条5項3号にいう「施設」とは、申請者の所有する施設であることが必要となると考えられる。そして、同法7条5項3号を受けて制定された同法施行規則2条の2第1号イにおいても、当該運搬施設が申請者の所有であることが前提とされると考えられる。

本問でDは自己所有の運搬車を保有していないため、同号イに該当しない。

(3) 廃棄物処理法施行規則2条の2第2号は、申請者の能力に係る基準として同号イ及びロを定めている。

上述のように、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が廃棄物の収集運搬ができなくなった場合の影響を想定すると、申請者の能力についても、当該申請者単独の能力を前提として審査すべきである。共同パートナーとの関係が悪化した場合に廃棄物の収集運搬ができなくなるのであれば、安定した一般廃棄物の収集運搬を実現することができないからである。

本件で、Dは一般廃棄物収集運搬業に従事したことがない。したがって、D単独では一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有していないといえる（2号イ非該当）。また、Bの営業所に間借りしている状態となっていることからすれば、D単独で営業所を賃借し、運用する基盤がないといえ、一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するとはいえない（2号ロ非該当）。

〔出題趣旨〕

本問は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可について、新規参入者に対する同許可（以下「本件許可」という。）に対し既存の許可事業者が取消訴訟を提起するという設例の下で、競業者の原告適格、更新制を探っている許可制に係る取消訴訟の訴えの利益の存否に関する基本的な知識・理解を問うと同時に、本案での主張を判例及び参考条文から組み立てる力を問う趣旨の問題である。

〔設問1〕（1）は、最判平成26年1月28日民集68巻1号49頁を手掛かりにして、いわゆる競業者の原告適格を問うものである。問題文中に示された一般廃棄物収集運搬業務の性質を前提として、一般廃棄物処理は市町村の事務であること（法第6条の2第1項）、他の要件と並んで、一般廃棄物処理業は市町村による処理が困難であり（法第7条第5項第1号）、かつ一般廃棄物処理計画に適合している場合（同項第2号）にのみ許可されること、一般廃棄物処理計画には一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み（法第6条第2項第1号）、並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項（同項第4号）等が定められること等の制度の仕組みを踏まえ、本件許可については、許可業者の濫立等によって事業の適正な運営が害されることのないよう、一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られる仕組みが設けられていること、それゆえ既存の許可事業者の営業上の利益が法律上保護されていることを導く必要がある。

〔設問1〕（2）については、一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期間が2年とされていること（法第7条第2項に基づく政令）、更新の申請がなされた場合においては、従前の許可は許可の有効期間の満了後も更新処分がなされるまでは有効とされていること（法第7条第3項）等の参考条文から、本件許可については更新制が採られており、本件許可の期間経過後も訴えの利益が維持されることを主張する必要がある。

〔設問2〕は、本件許可の違法性を、参考条文を手掛かりにしながら事案に即して検討する力を問う趣旨の問題である。まず、申請の一般廃棄物処理計画への

適合を求める法第7条第5項第2号の要件に関して、最判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁を手掛かりにして、同計画の策定及び内容の変更に係る計画裁量の存否を明らかにしたうえで、新計画の違法性を、事実誤認、事実に対する評価の誤り、考慮脱落及び他事考慮等の面から検討する必要がある。次いで、同項第3号所定の設備要件及び能力要件に関して、問題文に示された事実を挙げつつ、Dの事業遂行能力の欠如について論じる必要がある。

模範答案

1 第1 設問1(1)

- 1 Cに本件取消訴訟における原告適格は認められるか。取消訴訟の原告適格は「法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法(以下、行訴法という。)9条1項)に認められる。「法律上の利益を有する者」とは、法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該行政法規が不特定多数者の具体的な利益を専ら一般公益に吸収解消させるにとどめず、個々人の個別の利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含む場合には、この利益も法律上保護された利益に当たる。
- 2 本件でCは、Dと同じく一般廃棄物収集運搬業(以下、収集運搬業といふ。)の許可を受けていることから、既存同業者たる自己の営業上の利益を侵害されていると主張する。では、Cの主張する利益は法律上保護された利益といえるか。
- (1) 収集運搬業をするには法7条1項に基づく許可を受ける必要がある。許可要件は同条5項各号に定められている。一般廃棄物が適正に収集運搬処理がされなければ当該地域の生活環境が悪化し、住民の健康に影響が出る。こうした事態を防ぐことを目的として本法が制定され(法1条)、一般廃棄物は市町村の責務において生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬処分される(法6条の2)。これを受け法7条5項1号は当該市町村による一般廃棄物収集又は運搬が困難であることが満たされなければ許可をしない(同項柱書)とする。そうすると、仮に許可を受けた既存同業者の経営が不安定になれば、市町村が収集運搬できない以上、その業者が収集運搬を担当している区域の一般廃棄物が適正に収集運搬されないこと

2

になり、法の目的が達成されない。こうした収集運搬業の性質からすれば、同事業は営業の自由の下、自由競争が認められる性質のものではない。そのため、市町村において既存業者によって適正な収集及び運搬がされていることを踏まえて一般廃棄物処理計画が策定されている場合には、新規業者の許可申請は法7条5項2号の要件を充足せず不許可とすることができます。このように既存同業者が安定して経営ができるよう、需給調整の仕組みが設けられている。そうすると、同号の要件を認定する際には既存同業者の営業上の利益を個別的に考慮しているといえ、同利益は法律上保護された利益に当たる。

- (2) 本件でCはDと同じく収集運搬業の許可を得た既存同業者であるから、「法律上の利益を有する者」に当たる。

3 したがって、Cに原告適格が認められる。

第2 設問1(2)

- 1 Cは、本件許可は法7条2項に基づき更新されたため失効しておらず、本件取消訴訟の訴えの利益は認められると主張する。
- 2 法7条2項は「許可は」「その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う」とする。そして、同条3項は更新の申請があった場合、許可の期間満了の日までに更新がされなかったときに従前の許可は更新がされるまで効力を有すると定め、同条4項は、その後許可の更新がされた場合、その許可の有効期間は従前の許可の有効期間満了日の翌日から進行すると定める。期間が終了しても従前の許可が効力を有するのは、一般廃棄物の収集運搬がされない状態を生じさせないためである。この趣旨からされ

- 3 ば、更新は従前の許可の効力期間を延長させるものと考えられる。また、再処分をすると考えた場合、その処分の有効期間は再処分時、すなわち更新時から進行するはずである。同条4項は従前の許可の有効期間満了日の翌日から期間を進行させており、この点でも従前の許可の効力延長と考えた方が素直である。したがって、更新とは従前の許可の効力期間を延長することを意味する。
- 3 本件許可は、4月1日に更新されていることから、失効しておらず、本件取消訴訟の訴えの利益は肯定される。

第3 設問2

1 法7条5項2号の要件について

本件許可の前提となった新計画が違法であれば、本件許可は同要件を満たさず違法となる。

- (1) 一般廃棄物処理計画を定めるには、発生量・処理量の見込み（法6条2項1号）を立て、適正な処理の内容を定め実施主体を決定する（同項4号）必要がある。一般廃棄物の発生量及び処理量は当該市町村の区域の下水道の整備率及び人口に依存し、適正な処理内容は廃棄物処理場の状態、同処理場との距離等による。各号に定められた事情を決定するには、こうした事情を総合的に考慮した上で政策的・技術的な見地から判断することが不可欠である。したがって、一般廃棄物処理計画の策定及び内容変更については、広範な裁量が認められ、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したとして違法となる。

- 4 (2) 新計画では旧計画時の将来の人口及び総世帯数の減少予測は維持されている。浄化槽汚泥の発生量及び処理量について、浄化槽の設置件数の増加に伴って大幅な増加が見込まれることを前提に、新計画は策定されている。浄化槽の設置件数が増加したとしても、人口及び総世帯数が増えなければ浄化槽汚泥となるし尿は増加しない。したがって新計画の内容は経験則に反するといえ、社会通念上著しく妥当性を欠くものと認められる。
- (3) したがって、新計画の策定及び内容の変更是裁量権を逸脱又は濫用したとして違法である。この新計画に適合するとしてされた本件許可も違法である。

2 法7条5項3号の要件について

- (1) 同号を受けて制定された法施行規則2条の2各号は、申請者の能力の基準を定める。前述した法7条5項の趣旨からすれば、収集運搬業を確實に適正に遂行する能力を図る必要がある。そのため、共同事業者との関係解消の可能性を踏まえると、同条各号に該当するかは共同事業者を考慮せず申請者単独で審査する必要がある。

- (2) 本件でDの有する施設はBが保有する運搬車のみであると考えられる。D単独で保有する運搬車はなく法施行規則2条の2第1号イを満たさない。収集運搬業に関する知識及び技能を有するのはBから出向する人員だけであり、Dは収集運搬業に従事したことはない。したがって、同条2号イを満たさない。Dの営業所はBの営業所と同一住所であり、D単独の社屋等はないため、Dが保有している資産はなく、同号ロを満たさない。

- (3) 以上より、本件許可は同条の要件を満たさず、違法である。以上